

## (第2期)

### 第7回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成29年5月30日(火)

午後1時30分～4時

Mウイング 3-2会議室

#### 1 出席者

##### (1) 委員 15名中12名

荒牧重人会長、森本遼副会長、豊嶋さおり委員、西森尚己委員、矢崎久委員、大月悦子委員、海野智絵委員、吉澤由紀子委員、一ノ瀬浩子委員、柳澤厚志委員、臼井和夫委員、神津ゆかり委員

##### (2) 事務局

こども部長、こども育成課長、育成担当係長、育成担当者、こころの鈴室長

##### (3) 関係課

学校教育課、学校指導課、生涯学習課

#### 2 会長あいさつ

国連では、持続可能な開発目標を立てていますが、17項目のなかには、子どもの権利条約というグローバルスタンダードの考え方をもとに、こどもの問題を取り込んでいます。現在の松本の取り組みは、国際社会が取り組もうとしている考え方と共通しています。松本市の子どもの権利に関する条例策定にあたっては、そうした国際社会の取り組みを更に越えて、松本の子どもにふさわしい取り組みにしようという思いがこめられています。

今後は、県下自治体と更なる連携を進めるための取り組みをしていくことにも期待しています。松本の子育ての取り組みについて、他の自治体からも評価を得られることにつながるような委員会でありたいと思っています。

#### 3 松本市子どもの権利に関する条例等の概要について

《事務局 資料に基づいて説明》

##### 【会長】

条例策定にあたって、子どもの権利検討委員会では、10の特徴を強調しています。

松本市の条例は、子どもにやさしいまちづくりを進めるための理念、市の責務や大人の役割、子どもの参加や居場所づくりやその仕組み等を定めた総合条例です。こういった条例では、市や大人の役割だけを明記することが多くありますが、松本市の条例は、子どもが参加するための仕組みなどを条例で規定しており、さらにそれを推進する施策・計画を作ること、施策や計画を検証することについてまで規定されています。条例が不十分であれば計画で補う、計画が不十分であれば委員会で補うといった観点から、委員会も総合的かつ相互補完的な役割があります。

また、松本市の条例は、松本が目指す子どもにやさしいまちの姿を前文で示していることも、特徴のひとつです。「すべての子どもにやさしいまち」を示すにあたっては、「すべての子どもにやさしいまち」とは、具体的にどんなまちか、子どもたちにも意見を聞いており、特に「すべて」の子どもという部分を重視しています。

また、行政や議会のみでなく市民や関係機関も関わっていくという意味で、市や関係機関、市民連携も重要になってきます。

このように、条例が総合的と言うにはいくつか要素があり、子どもの権利は、子どもの保証でなく、保護者や保育士、教職員等、子どもに関わる大人も含めて保証されています。子どもを基本におきながら、子どもにやさしいまち、すなわち「すべての人にやさしいまち」をつくっていくことを目指しています。

推進計画については、説明のとおり、松本で推進されている様々な計画のなかのひとつであり、他の計画とも連携していくようになります。子どもの問題に関わる計画は、子どもにやさしいまちづくり推進計画が基本となります。

委員会の役割についても、条例に規定されています。あえて「検証」という言葉を使っているのは、評価目標や評価視点を決め、どこまで達成しているかを確認していくのではなく、子どもたちの現場に、条例がどこまで届いているか、市民や行政と一緒に検討していく委員会であることを強調する趣旨があります。検証にあたっては、条例や推進計画の取り組みの成果をまず評価する必要があります。現状では課題もたくさんあると思いますが、成果や効果を確認したうえでなければ、取り組みは進んでいきませんので、ご留意いただきたい。

また、推進計画の期間は5年間なので、今年の夏が丁度中間点にあたることから、中間報告書を提出します。中間報告では、27年度、28年度の取り組みを検証して、計画がどれくらい実施されているか報告します。市は、こうした提言を受け止めて必要な措置に取り組んでいくことが条例にも規定されています。

これまでの検証にあたって、委員の皆さんからは、「条例が制定されたことによって、何が進展したか」を重視・強調し、検証してもらってきました。行政でも、従来取り組みをそのまま実行したのでは、委員会での検証が進められません。条例があることで従来取り組みがどのように変化したか、どのように意識して取り組んだかを検証する委員会であることを念頭において、報告していただきたい。委員会では、松本の子どもに関する取り組みが遅れていて子どもの状態が悲惨だとは一切考えていません。松本の取り組みは他の自治体に比べ、進んでいると思いますが、そこを条例によってさらに進めていきたいという思いがあって条例や計画をつくっています。行政も、条例や計画による進展を特に自覚して取り組んでいただきたい。

また、すべての子どもにやさしいまちづくりは、行政のみが取り組めば良いことではなく、市民や関係団体との連携について、あわせて検討していくことも委員会の役割です。新しく委員になった皆さんにも、疑問点を含め、積極的にご意見をいただきたい。

なお、中間報告に向けて、無償で4つグループを作って、施策の方向ごとに検証を行っていますので、ご承知おきいただきたい。

#### 4 平成28年度実施事業量調査について

《事務局 資料に基づいて説明》

**【会長】**

昨年度の事業について、質問などはありますか。

なお、資料4に中間報告書のイメージが提示されています。中間報告は、施策の方向7つすべてやるわけではなく、「広報・普及・啓発」「相談・救済」「参加・意見表明」「居場所づくりの促進」4つをメインに取り組んでいきます。それ以外の施策の方向については、全体の文章の部分で補足していきたいと考えています。

**【委員】**

11月の校内放送は、こころの鈴の事業として実施したのでしょうか。

**【こころの鈴室長】**

当初は、こころの鈴の周知をしようという思いでしたが、学校指導課と調整するなかで、折角なので、子どもの権利も含めて周知していこうということになり、全3回の放送のうち、子どもの権利や子どもにやさしいまちについて2回、こころの鈴について1回放送し、こころの鈴通信の配布を行いました。

**【委員】**

実施校は、市内全校でしょうか。

**【こころの鈴室長】**

校長会と調整し、市内小中学校全校で実施しました。

中学校は、おおむね生徒自身が放送原稿を読んでもくれた様子でした。

**【委員】**

相談者がどういった方法でこころの鈴を知ったかについては把握していますか。

**【こころの鈴室長】**

相談を受けるなかで、聞き取れる場合は聞き取っています。大体は、こころの鈴のカードや広報誌を見て知ってくれた様子です。

**【委員】**

子どもの権利条例やこころの鈴の認知度について検証していくにあたって、どういった方法で知ったかは重要だと思いますので、どのように知ったかを把握することも検討していただきたい。

**【委員】**

こころの鈴の電話番号がフリーダイヤルなのは良いことだと思いますが、電話での相談が多いなどの割合は把握していますか。

【こころの鈴室長】

28年度の相談件数やその内訳については、現在報告書を作成中ですが、電話相談が多い様子です。なお、28年度は、27年度に比べてメールでの相談が減り、面接が増えた傾向があります。

【会長】

意見書の提出時期とその後の様子についてお聞きしたい。

【こころの鈴室長】

意見書は、3月末に提出しました。その後、外部団体からの反応は特にありませんが、先日の擁護委員会議で、意見書を提出して終わるのではなく、今後も外部団体の様子を見守っていく方向で意思統一されました。

【会長】

今回の事業量調査は、4月に行政の各担当者が代わったことを踏まえながらも、本日の委員会に間に合うように提出してもらっているのも、委員会でもそういった事情は承知して受け止めていく必要があります。しかし、今回の資料を提出して終わりというのではなく、引き続き条例を意識して取り組んでもらうほか、資料の作成にも留意していただきたい。

例えば担当課評価表の1ページ目環境政策課の担当課の評価の部分に、学校教員の意見を聞くとの記載はありますが、子どもの意見を聞くという記載はありません。条例を自覚して取り組んでもらうにあたって、今後子どもの意見聴取もやろうとしているのかどうか。

また、防災や減災について、条例では、子ども自身が自分を守る力を身につけることを重要視しています。今回の調査結果には、そういった観点が未だ盛り込まれていません。子ども自身の力をどのようにつけるか、施策においてどのようにそれを意識しているのかを考えていただきたい。

いじめに関連する取組みについても、資料に記載されているのは、いじめ防止法や松本市いじめ防止等のための基本的な方針で取り組まれているものですが、子どもの権利条例があることで、その事業がどのように進展したのかを意識していただきたい。いじめに関わる施策を担当課が進めるとき、条例によってどのように進展してきているのか、課題があるのかを意識してもらいたい。また、条例を基本にするということは、松本の小中学校人権教育において子どもの権利教育を位置付けることが最低限必要です。これまで取り組んでいることを、子どもの権利に基づく取組みに改めて位置付けをし直す必要があります。人権教育は、条例に関わらず、法律に基づいて事業を実施することになると思いますが、松本市に子どもの権利条例があることによって、法律に基づいた取組みがどのように進展するのか、進展させるための条件整備や支援を進めていかなければならないという自覚が必要です。

子どもの権利の日の事業についても、類似する事業をすべて同じ内容で評価表に記載するのでは、検証ができません。例えば、松本子どもの権利の日市民フォーラムと松本市青少年健全育成市民大会とを同時開催し、相乗効果をねらったとありますが、「相乗効果」とは具体的に何かを示していただきたい。

ただし、行政の取組み不足をつめよる委員会ではありません。担当部署だけが変わるのでは

なく、検証プロセスを通じて、一緒に条例を実施していく、担当部署に意識をかえてもらうということが委員会の主旨であり、松本市が条例を持つ意味にもつながっていきます。

## 5 中間報告に向けた取組みについて

### 【会長】

委員会では、中間報告に向け、施策の方向ごとにワーキンググループを作って検証に取り組んでいます。責任者から、現段階の検証経過について、報告をお願いします。

《「子どもの権利の普及と学習への支援」グループ責任者 資料に基づいて説明》

### 【会長】

施策の方向2については、検証の中身が多くなっていますが、まずは権利や条例を知ってもらわねば始まらないという理由からだと思います。単に「子どもの権利」という言葉のみが広まれば良いというのではなく、小さい子どもでも人格と尊厳をもった主体として認められるという権利の意味合いを伝えること、そうした取り扱いがされているかが重要です。事業計画の中にも紙芝居がありますが、これも子どもに伝えていく上で重要な取組みです。担当課は、紙芝居や絵本を作成するとき、図書館や学校と連携していくことが不可欠です。

### 【委員】

高校生への普及について、青少年の居場所自体のことは知っていても、それらと条例が結びついていませんでした。青少年の居場所が単純に作られているのではなく、条例に基づいた取組みであると知り、条例の持つ意味合いと取組みとがつながることで、子どもは「自分が大切にされている」と実感することができるのではないのでしょうか。権利や条例について知ってもらい、更に、事業とのつながりを知ることも大切だと考えます。

### 【委員】

昨年度の校長会で子どもの権利条例について取り上げ、校内放送も実施しました。消費者教育や人権教育など、ありとあらゆる教育が求められ、学校現場は非常に忙しいのが現状で、従来の取組みを条例が制定されたことで子どもの権利をベースに置きながらどう変えるのかという見直しができている状態です。昨年は、まず第一歩として、校長会の中で条例の確認を行い、学校で子どもに紹介をしました。なかなか時間がとれない現状があるため、見直しは簡単なことではありませんが、落ち着いてきた時期に話をしていくことも子どもたちにとって大切だと考えてました。

### 【会長】

「自分が大切にされている」という実感がなければ子どもの権利を広めたところで、本当の意味で子どもに伝わりません。「自分が大切にされている」という実感をもてるか否かは、子どもの権利に限らず、人権教育における基本です。松本市の場合、子どもへのアンケートで、「学校で先生に自分の意見をきいてもらっていると思うかどうか」という項目に対し、「そう思う」

と答える子どもの割合が、全国的に見ても高いと言えます。そうした部分は大切にしながら、更に、自分の意見を言えて、それを反映できるような学校づくりを考えていくことが委員会のスタンスです。

学校現場が非常に忙しいことは委員会でも承知しており、学齢期の子どもの育ちを学校だけに背負わせないために、という観点が、条例を制定しようとしたひとつのきっかけであることは確かです。

《「子どもの相談・救済の充実」グループ責任者 資料に基づいて説明》

【委員】

こころの鈴の設置目的として、相談を受け付けるだけでなく救済まで行うというところは大きいと思います。相談が継続している事案もあると思いますが、相談件数のうち、救済に至った件数を中間報告までに教えていただくことはできますか。

【こころの鈴室長】

28年度の報告書に記載する予定です。現在報告している375件という件数は延べ件数ですが、一人の人の相談の件数を数えた実件数として155件という数字があります。そのうち、22件が調整を行った件数です。相談者からの申し立てはありませんでしたが、相談の延長として各機関や学校にお願いし、調整を行った件数です。継続している相談もありますが、そのあたりは報告できると思います。

【会長】

何をもって「救済」と言うのかはこころの鈴も課題として考えているところだと思います。これについては、こころの鈴だけでなく、市民や関係機関とも考えていければと思います。

【委員】

どんな相談に対してどのように解決したのか、「相談して良かった」「話をできて良かった」という子どもたちの気持ちが見えてくる部分だと思うので、可能な範囲でお願いしたい。好事例が分かると「自分も相談してみよう」と思う子どもが出てくると思います。

【会長】

大人が考えて解決するのではなく、子どもにとって一番良い解決方法を、子どもと一緒に考えていくという、こころの鈴の解決方法自体が成果と言えますので、そこは強調しても良いと思います。

《「子どもの意見表明・参加の促進」グループ責任者 資料に基づいて説明》

【会長】

条例や推進計画を作るときに、何のために子どもの意見表明や参加を進めるのかは議論を重ね、子どもの主体性や自主性を具体化するためには、それを推進する仕組みを作らなければ実

現できないとされました。そこで、大人主導でなく、子ども自身が主体的に動くための仕組みや条件整備が必要ではないかということで、まつもと子ども未来委員会を作りました。

学校での取組みについても、良い実践例を共有しながら推進していくことが主旨なので、推進していくためにはどうしたら良いか、そのための条件整備を考えていきたいと思います。

自分たちの発言により変わったという成功体験は大きな自信になる。

#### 【委員】

子どもの声に対して、誰がどう動くのか、学校に期待してしまいがちですが、そうではなく、地域全体で支えていくことが大切だと考えます。地域の中に子どもの声を受け取る受け皿があれば、学校では言えないことも、子どもたちが声を上げられるようになるのではないかと思います。コミュニティスクール事業が、そうした地域の中の子どもの声の受け皿になってくれるのではと期待しています。是非、子どもの権利という視点を加えて居場所づくりを進めてほしいと思います。

#### 【委員】

先日、コミュニティスクールの運営委員会がありました。松本版信州型コミュニティスクールでは、公民館長にコーディネーターを引き受けてもらっています。館長が発する言葉の中に、子どもの権利が言及されるようになってくれれば良いと思います。コミュニティスクールだけでなく、様々な人が様々な場所で、自然に「子どもの権利」に触れていくことができれば、段々と市全体の意識が変わってくるのではないのでしょうか。

≪「子どもの居場所づくりの促進」グループ責任者 資料に基づいて説明≫

#### 【委員】

実施事業一覧に挙げられている、学校サポート事業が、コミュニティスクール事業に統合されると聞きました。中間報告の時点で子どもの権利の推進事業として名前が挙がっていれば、施策の方向4（意見表明・参加）でも、施策の方向5（居場所づくり）でも取り上げることができます。地域の居場所づくりの推進に、子どもの権利の視点が反映していくことが望ましいと考えます。

#### 【生涯学習課】

学校サポート事業は、松本版信州型コミュニティスクール事業に先行して進められました。学校サポート事業のうち、学校応援団はコミュニティスクール事業に統合しますが、事業の中身はほぼ似通っています。地域で子どもを守り育てるという取組みに、子どもの権利条例の視点を取り入れ、コミュニティスクール事業に関わる皆さんに知ってもらおうのは大切だと思います。

#### 【委員】

昨今は共働きの世帯が急激に増えており、子どもと向き合う時間がない保護者が増えていきます。子どもの権利について、強く感じているのは、子どもたちの声を聞くことが大切だという

ことです。「自分は大切にされている」ということに気付いてもらうために、子どもと保護者が同じ時間を共有することは重要だと思いますが、それができなくなってきました。そういう人に、市の取組みをどのように届けられるのかは、ひとつの課題だと思います。子どもと同じで、保護者の中にも、声を上げられない人がいると感じています。こころの鈴で、子どもや保護者からの相談を受けていくことに合わせ、声を上げられない人の声をどのように吸い上げていくのかも大切です。すべての人にやさしい取組みが、声を上げられない人にまで行き届くと嬉しく思います。

#### 【委員】

子どもの未来応援指針は、子どもの権利条例に基づきながら考えられたと思います。居場所づくりについて、松本市は、様々な取組みを進めてくれていると思いますが、例えば中高生の学習スペースが足りないことや、遊ぶ場所が少ないという指摘が見られます。未来応援指針と推進計画とで、重なる部分はあると思うが、どのように取り組んでいくのでしょうか。

#### 【部長】

子どもの未来応援指針は、当初は貧困が社会問題になる中で策定を検討したものです。実態調査をするなかで、経済的な貧困以外にも、共働きのため、家族団らんの時間が過ごせない家庭が増えていることなど、経験、人とのつながり、文化などの貧困が見られました。

その上で、子どもたちの未来を守るためにどうしたら良いのか、条例の施策に照らし合わせて考えたなかで共通するのは、地域の中に子どもの居場所をつくることです。子どもや保護者からの SOS を居場所の支援者が受け取る仕組みを地域に広げていくことが指針の目標でもあります。市役所のなかでも、条例への理解不足なところはありますが、指針策定にあたっては、関係課が、条例と照らし合わせながら考えていくことができました。

居場所づくりについて、例えば M ウイングの2階も青少年の居場所として中高生が学習できるスペースになっていますが、事務室配置の計画もあり、利用者にアンケートを行って子どもや大人の声を聞きました。ほかにも、あがたの森や中央体育館など、いくつかが青少年の居場所として位置付けられていますが、数は少ないため、拡充していきたいと考えています。

#### 【委員】

公園整備事業が一覧に挙げられていますが、公園に子ども用トイレがないのが気になります。大人用トイレを子どもが使う状態で、足が届かない等、見ていて危ないことがあるので、是非設置してほしいと思っています。子どもの権利条例と照らして、考えてみていただきたい。

#### 【会長】

そうした小さな子どもの声を代弁するというのも非常に重要だと考えています。

今年度は中間報告が控えています。今後は委員会では、条例に基づいた新規の取組みや、従来からの取組みが、条例が制定されたことにより、どのように進展したのか、それらを更に進めるためにはどうしたら良いか、どのように進展させるべきかを検証していきます。